

首都圏等販路開拓事業実施要領

【目的】

新発田市は昼夜の寒暖差、豊富な雪解け水などの自然環境に加え、土づくりや緻密な栽培管理によって生み出される美味しい高品質な農産物は、首都圏においても高値で販売されているという実態がある。

現在、首都圏等では産地間競争が過激化しており、農産物の高品質化やブランド化の益々の推進が必要不可欠であり、首都圏等に向けた販路開拓に係わる支援を行うことにより、複合経営の推進、有利販売の実現、ブランド化の推進、所得の向上を図り、首都圏を中心とした販売力強化に繋げる。

【補助対象】

市内の意欲ある2経営体以上で構成された生産者グループ

【支援内容】

首都圏等に向けて販路開拓を目指す生産者グループへの支援

1グループあたり上限500千円

【補助内容】

(1) 補助金額 1経営体あたり上限500千円 事業費上限なし

(2) 事業内容

[補助対象経費]

・補助率：10/10以内

○首都圏等で開催する物産展にて農産物等のPR費

ブース使用料、旅費、PRツール(ポスター、チラシ代等)、その他市長が必要と認めるもの。

○アドバイザー謝礼

首都圏等への販路開拓にあたってのアドバイザー賃金

○その他市長が必要とみとめるもの。

[補助対象外経費]

交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費、領収書等のない用途不明な経費等

【交付要件】

(1) 首都圏等に向けて販路開拓を目指す意欲ある生産者グループとする。(2戸以上)

(2) 生産者グループについては、2/3以上が自ら農産物を生産していること。

(3) 事業実施にあたっては、専任のアドバイザー立てること及び、首都圏等へ向けた販売戦略・経営ノウハウ等の知識、技能の習得に努めること。

(4) 事業期間は1事業主体につき3年を限度とする。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。